

たいないサポーターズクラブ規約

第1条（名称）

本会の名称は、たいないサポーターズクラブ（以下「クラブ」とする。）とします。

第2条（運営）

本クラブは、新潟県胎内市役所内に事務局を置き、運営に当たります。

第3条（目的）

本クラブは、胎内市を愛するものが集い、胎内市の様々な魅力を全国、そして世界に発信するとともに、メンバー相互の親睦と連携を深めることにより、メンバーが楽しく胎内市のシティ・セールスの一翼を担い、胎内市の振興と発展を目指すことを目的とします。

第4条（メンバー）

本クラブは、胎内市出身者はもとより、胎内市での勤務経験を有する、観光で訪れたことがある等、何らかのかたちで胎内市に縁があり、自ら胎内市を応援したいという者をたいないサポーターズクラブメンバー（以下「メンバー」という。）とします。

第5条（会費）

本クラブの入会金、年会費は無料とします。

第6条（入会手続き）

入会手続きは、たいないサポーターズクラブ入会申込書によるもののほか、電話、はがき、メール、ファクス、SNSにより行うものとします。

はがき、メール、ファクス、SNSにて申込む場合は、氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス及び「たいないサポーターズクラブ入会希望」の旨を記載いただくものとします。

電話による申し込みの場合は、クラブへの入会希望を確認した上で、氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレスを事務局が伺います。

第7条（活動）

第3条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- （1）メールマガジンやSNSで胎内市に関する情報を発信
- （2）メンバー交流イベントの開催
- （3）上記のほか目的を達成するために必要な活動

第8条（登録内容の変更届出）

メンバーの個人データに変更が生じた場合、メンバーは変更事項について、メール、電話、

SNS 等を用い、速やかに通知してください。その際、事務局は、メンバーに対し、変更を示す証明書の提出を要求する場合があります。メンバーからの登録内容変更の通知の未遂、不備、誤り等により生じたメンバーの不利益に対して、事務局は一切責任を負いません。

第9条（退会）

下記の事項に当てはまる場合は、事務局の判断によりクラブ退会となります。

- （1）住所、氏名など会員登録事項の変更について連絡がなく、事務局からの郵便物などが連続して戻ってくる場合
- （2）本規約に違反した場合
- （3）その他、社会通念上メンバーとして認められない場合

第10条（権利譲渡の禁止）

メンバーは、地位及び権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

第11条（個人情報の取扱い）

メンバーが登録した個人情報は、本人の承諾なしに本事業の目的以外には使用しません。ただし、サービス向上のため個人情報を特定できないようにした上で、統計的資料として使用場合があります。

第12条（規約の改定等）

事務局は、メンバーへの通知なしに、本規約を改定、追加、更新及び廃止することができるものとし、改定等の後、直ちに全てのメンバーに適用されるものとします。

第13条（その他）

本規約に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が別途定めることとします。

附 則

この規約は、平成30年12月13日から適用します。